

静かな空

連絡先 742-2602 山口県大島郡周防大島町油宇 福田忠邦 Tel+ Fax: 0820-75-1045

嘉手納基地の離発着は1日200回

3月3日の全国基地爆音訴訟原告団連絡会議と外務・防衛・環境の3省との交渉で、嘉手納爆音訴訟団の平良事務局長は、次のように述べた。

北谷、沖縄市で目視調査を実施したところ、平均して一日200回近くの離発着があった。夜中の2時、3時の飛行もまれではなく、住民は睡眠障害に苦しんでいる。一方、たとえばイタリアでは、飛行は一日44回に制限されている。

しかも、すべての軍事訓練はイタリア軍司令官のもとにコントロールされている。日米地位協定は他国と比べて劣悪ではないか。

また、那覇空港には年間700万人近くの観光客が訪れるが、滑走路に進入する際は、300メートルの低空を飛ばなければならない。トラブルに見舞われた場合に立て直す余地がない。このようなことがないように、地位協定を国際標準のものに作りなおす必要がある。

(「厚木基地を考える会ニュース」 244 2015.4.1)

艦載機の訓練飛行はグアムでやれる

厚木基地では3月中旬から、艦載機の駐機が少なく、爆音の回数も、その間比較的少なくなっている。昨年も同じ時期にグアムで訓練をしていた。グアムで行えるのならば、厚木を基地にする必要はない。空母からそのままグアムに直行すればいいということだ。

(「厚木基地を考える会ニュース」 244 2015.4.1)

「辺野古に基地造らせぬ」
翁長知事、首相と会談

戸村良人 今日も見守る文珠山上空 4月22日

「行動の写真集」 <http://tomura.lolipop.jp/>



11時59分

駐機場に着いたと思ったら轟音が聞こえました。海上自衛隊 UP-3D 訓練支援機 (岩国基地)



13時11分

海上自衛隊 US-2 救難飛行艇 (岩国基地) ちょうど電話がかかってきて話していたため、一番近いところでは気が付きませんでした。



13時18分

海上自衛隊 U-36A 訓練支援機 (岩国基地)



13時28分

海上自衛隊 UP-3D 訓練支援機 (岩国基地)



13時30分

海上自衛隊 UP-3D 訓練支援機 (岩国基地)



13時36分

民間航空の旅客機。この日の撮影はこれ1機だけ。音が聞こえたのはもう2回。3月26日には10回以上見ましたが、どういふことでしょうか？

今日は火曜日だというのに、米軍機は来ず、自衛隊機だけでした。いつも自衛隊機だけだったら、私たちが爆音災害をなくするよう、働きかけることができるのですが。政府は米軍機には何も言えないのだとか。（編集子）

岩国市は 艦載機移駐を容認したのではないか

5月13日、「瀬戸内ネット」は、艦載機移駐計画と愛宕山の米軍住宅建築計画との関係などについて、「岩国市は2017年の艦載機移駐を容認しているのではないか」などの質問状を、福田岩国市長に提出しました。これにたいして、5月27日、岩国基地政策課から、市長の回答が提示されました。

高田部長 5月13日にいただきました「福田良彦市長様 普天間基地返還、艦載機移駐計画、愛宕山米軍住宅について」という質問書についてお答えできればと思います。

（質問書 メモ：貴職は...「普天間基地移設の見通しが立たないうちに空母艦載機のみを移駐を切り離して進めることは認められない」...、と述べられました。しかし...「普天間基地の全面返還の必要性につきましては、誰も認めるところであり、返還に向け...最大級の努力をする必要があることは、これまでと何ら変わるものではない」とも言われました）

質問 1 岩国市の基本スタンスは「普天間基地の全面返還の見通しが立たないうちに空母艦載機の移駐のみを切り離して進めることは認められない」といふべきではありませんか。

岩国市長回答 これまでも繰り返し申し上げております。市としては普天間基地移設の見通しが立たないうちは、空母艦載機の移駐のみを切り離して進めることは認められない」といふ基本スタンスを堅持するといふふうな考えでおります。国から、普天間飛行場の辺野古への移設計画が、普天間飛行場の継続的な使用を解除する唯一の解決策であるといふ説明を受けておりますので、国が沖縄の地元の理解を得るために最大限の努力をする必要があると考えております。

（質問書 メモ：厚木から岩国への艦載機移駐がなければ、米兵のための新しい住宅は必要ありません。岩国市が先行移駐を容認しないのになぜ

国が米軍住宅の建築を推進するのでしょうか)

質問2 岩国市が米軍住宅建設を黙認し、国が米兵住宅の建設を積極的に推進しようとしているのは、岩国市が事実上、普天間基地問題が解決したあと、岩国へ艦載機を移駐することを容認しているためではありませんか。

岩国市長回答 これまでも議会で申し上げております。愛宕山米軍住宅の建設につきましては、現在進められております米軍再編関係の基地内の工事と同様に「準備行為」として認めております。

瀬戸内ネット側質問 「準備行為」？

高田部長 はい「準備行為」。厚木からの空母艦載機の移駐は、現時点では容認しているものではありません。容認するかしないかの判断は、安心・安全対策や地域振興策、こうしたものにかかる国との協議に一定の区切りがついた段階で行うというふうに考えております。

(**質問書** メモ：43項目のなかには「15=市街地…の上空の飛行を行わない」など、実現不可能に見える項目も含まれています。Cf. 「米軍岩国基地に係る安心・安全対策(43項目)」は、“岩国市要望事項”(平成20年10月31日)と”防衛省回答”(平成20年11月18日)が併記されている文書。岩国市の自治会あてに配布された)

質問3 43項目の対策のうち、国が了承したのはどの項目で、どの項目が協議継続中で、どの項目が実現できたら艦載機移駐を容認できると考えておられるのですか。

岩国市長回答 43項目の安心・安全対策の現在の進捗状況は、達成された事項が14件、要望に向け進展中の事項が19件、併せて33件、約80%の進捗率でございます。完了してないものについては、引き続き達成に向けて国との協議を継続し、多くの市民が納得できるような成果を出すべく、最大限の努力を行っていくということですので、現時点でどの項目が実現できたら艦載機移駐を容認するのか、しないのか、という段階ではございません。

意見交換のなかで次のような質問や意見が出ました。

- * 岩国市の43要求は防音工事の基準を70Wにすることを求めたが、国は75W以上の区域に防音工事を促進すると回答した。要求に答えているとはいえません。
- * 防衛省回答に「市街地上空の飛行は1,219メートル以上とすること」とあるが、大島や由宇町での飛行では「1,200メートル以上」の基準がほとんど守られていない。
- * 「市民自らの政策を持とう会」の「基地爆音被害 提言」は「飛行コース下に住宅地や工場、市街地がない」立地条件とすべきだという。戦中の岩国基地やロスアンゼルス空港は海上から滑走路に着陸、滑走路から海上へ離陸する構造だ。検討したことがあるか。
- * 愛宕山の米軍住宅は「準備行為」だとのことだが、移駐を容認していないのなら、普天間基地問題が解決しなければ、2017年以後も誰も入居しないのか。
- * 防衛省は「岩国飛行場において、NLPが実施されることがあり得ることをご理解いただきたい」と回答したが、岩国市はそれを了承したのか。

大島の文珠山上空の飛行高度が、防衛省回答の1,219メートルより低いといいましたが、大島のことは大島から防衛省に聞いてほしいとの回答でした。

ブランド ひざまづいて祈る

1970年12月7日、当時の西ドイツ首相ヴィリー・ブランドは、ポーランドとの協定締結のため首都ワルシャワを訪問しました。彼は協定調印の前に、かつてドイツのナチスが作ったユダヤ人強制収容所に赴きました。ここで亡くな



ったユダヤ人の慰霊碑に花束をそなえると、そのままじっと動かず、突然ひざまづいて、無言で祈りました。その間30秒。普通、花束を供える時は立ったままで祈ることになっているので、数十人の随員、報道マン、ポーランドの人たちはすっかり驚いて、シーンと静まり返ったそうです。あとでブランドは「無意識だった。気がついたらひざまづいていた」と言ったとか。

このことについてジャーナリストのシュライバーは、自分には何の責任もないことなのに「謝罪しなければいけないすべての人にかわって、ひざまづいて許しを求めた」、彼は「全ドイツのためにひざまづいた」と書きました。

ブランドはリューベック市に生まれ、造船所に働きながらドイツ社会主義労働者党员として活動、1933年にナチスが政権をとると、ノルウェーに亡命して反ナチス活動をし、そのためドイツ国籍をはく奪されました。戦争が終わると新聞記者として祖国に帰り、ニュルンベルク裁判を取材、1957年に西ベルリン市長となり、1969年に社会民主党が政権をとると西ドイツ首相に就任しました。ブランド自身がナチスの犠牲者だったのですが、彼はすべてのドイツ人に代わって、ひざまづいて謝罪したというのです。

この30秒間の祈りは、数百の協定にもまさる大きな影響力をもち、映画「ホロコースト」や「戦場のピアニスト」にみるような、ナチスの暴虐の限りを受けたポーランド国民の、ドイツにたいする根深いわだかまりが一気に氷解しました。当時のドイツの世論調査では、「いいことだ」が41%、「やり過ぎだ」が48%で、保守派からは激しい攻撃を受けましたが、翌1971年、ブランドに「ノーベル平和賞」が授与されました。ひざまづいてノーベル賞をもらった人は他にありません。

この出来事が、1989年の「東西陣営の間の鉄のカーテン」崩壊への道を開きました。2000年にはワルシャワの慰霊碑近くに、ひざまづいたブランドの青銅レリーフが作られ、「ヴィリー・ブランド広場」と名づけられました。

安倍首相の大叔父 佐藤栄作氏も「日韓基本条約」「非核三原則」等でノーベル平和賞を受けました。しかし「沖縄返還」の「核抜き」の偽りが発覚し、そのうえ、安倍首相が日本の戦争犯罪を謝罪せず、この国を軍事国に戻そうとしているのでは、日本の「ノーベル平和賞」に傷がつきそうです。



軍人墓地にて

死して猶 戦ふ隊や 花の雨

春日井市 加藤定彦

南知多の弘法大師留錫の地として知られる岩屋寺の奥の院に参詣し、本坊に戻る途中ふと眼についたのが、中之院にある軍人墓地です。もとは名古屋市千種区月ヶ丘にあったのですが、平成七年、区画整理を機に移されたそうです。寺が建てた軍人像の案内板によると、昭和十二年の上海陸作戦で戦死した名古屋第三師団歩兵第六連隊の兵士たちで、遺族たちが戦没者一時金により彫像家の指導のもとに、石工たちに写真を渡して忠実に造らせ、もとは台座とともに九十二体が整然と階級順に立て並べてあったようです。移転に際して連絡がとれなかった像は、無縁墓のごとく、台座なしで集めて土に建てられたため、中には腰から下が埋まって、文字通り人柱となっている不気味な光景でした。

（「沈黙の軍神部隊」（俳句雑誌『芭蕉伊賀』五月号掲載）から抜粋転載）

この一文に添えて筆者加藤氏は三好捷三著『上海敵前上陸』の次のような回想記を紹介しています。

「私の目を射た風景は、まさに地獄であった。：四十年以上たった今でも、私の目にはその酸鼻な風景がハッキリ焼きついている。このように戦争というものは、どのような観点からみても美化される要素はまったくなく、あるものは醜態の一語につきるのである」

（筆者 かとうさだひこ 立教大学名誉教授）

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

The Constitution of Japan

Chapter II Renunciation of War

Article 9. Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

日本宪法

第二章 放弃战争

第九条 日本国民衷心谋求基于正义与秩序的国际和平，永远放弃以国权发动的战争、武力威胁或武力行使作为解决国际争端的手段。

为达到前项目目的，不保持陆海空军及其他战争力量，不承认国家的交战权。

日本國憲法

第 2 章 戰爭의 拋棄

第 9 條 ① 日本國民은 正義와 秩序를 基調로 하는 國際平和를 誠實하게 希求하고 國權의 發動인 戰爭과 武力에 의한 威嚇 또는 武力의 行使는 國際紛争을 解決할 手段으로 하는 것에 대해서 永久히 이것을 拋棄한다.

② 前項의 目的을 達하기 위해서 陸海空軍 그외의 戰力은 이것을 保持하지 않는다. 國家의 交戰權은 인정하지 않는다.

그 9 조가 일본의 젊은 사람들을 지키고 전쟁에 가게 하지 않고 있다는 사실을 알아 한다.

(金沢市 高島涼子)